

広島市告示第226号

平成29年4月28日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ユアーズ楠木店
(2) 所在地 広島市西区楠木町四丁目2番20ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

昭和染工株式会社
代表取締役 飯田 美津枝
広島市西区楠木町四丁目1番16号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙のとおり

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙のとおり

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙のとおり

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

別紙のとおり

5 届出年月日

平成29年4月17日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
(2) 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成29年4月28日から同年8月28日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成29年8月6日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の

日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成29年8月28日

(2) 提出先

〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(別紙)

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

Table with 4 columns: 氏名(名称), 代表者(法人の場合), 住所, 変更年月日・理由. Row 1: 昭和染工株式会社, 代表取締役 飯田 俊, 広島市西区楠木町四丁目1番11号.

(変更後)

Table with 4 columns: 氏名(名称), 代表者(法人の場合), 住所, 変更年月日・理由. Row 1: 昭和染工株式会社, 代表取締役 飯田 美津枝, 広島市西区楠木町四丁目1番16号, 平成22年10月26日 本店移転 平成27年4月24日 代表者変更.

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

Table with 4 columns: 小売業者, 氏名(名称), 代表者(法人の場合), 住所, 変更年月日・理由. Rows include 株式会社ユアーズ and 株式会社大野石油.

(変更後)

Table with 4 columns: 小売業者, 氏名(名称), 代表者(法人の場合), 住所, 変更年月日・理由. Rows include 株式会社ユアーズ and 株式会社大野石油店.

広島市告示第227号

平成29年4月28日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1

項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ユアーズ庚午店
- (2) 所在地 広島市西区庚午中三丁目15番地19ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

有限会社森川不動産
 代表取締役 森川 幸二
 広島市西区古江新町13番9号
 宮本 里美
 広島市佐伯区五日市中央四丁目1番3号
 杉本 眞富子
 広島市西区庚午中三丁目2番18号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(変更前)

小売業者		住所
氏名(名称)	代表者 (法人の場合)	
株式会社ユアーズ	代表取締役 根石 紀雄	広島県安芸郡海田町南堀川町4番11号
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

(変更後)

小売業者		住所
氏名(名称)	代表者 (法人の場合)	
株式会社ユアーズ	代表取締役 根石 紀雄	広島市東区二葉の里三丁目3番1号
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号

4 変更年月日

平成28年6月27日

5 届出年月日

平成29年4月17日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所市民部区政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
平成29年4月28日から同年8月28日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び平成29年8月6日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成29年8月28日

(2) 提出先

〒730-8586
 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
 広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第228号

平成29年4月28日

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ユアーズ戸坂店
- (2) 所在地 広島市東区戸坂山崎町559番地の1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社宏福
 代表取締役 福本 駿
 広島市東区戸坂出江二丁目7番20号
 福岡 健一
 北九州市小倉北区黄金一丁目2番37号
 吉山 富士子
 広島市東区戸坂山根二丁目11番17号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
別紙のとおり
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
別紙のとおり

4 変更年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成28年8月25日
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成28年6月27日

5 届出年月日

平成29年4月17日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市東区東蟹屋町9番38号
広島市東区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
平成29年4月28日から同年8月28日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成29年8月6日を除く。
- (2) 縦覧のできる時間帯
午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成29年8月28日
- (2) 提出先
〒730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(別紙)

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者 (法人の場合)	住所
株式会社宏福	代表取締役 福本 久美子	広島市戸坂数甲一丁目1番26号
福岡 健一		北九州市小倉北区黄金一丁目2番37号
吉山 富士子		広島市東区戸坂山根二丁目11番17号

(変更後)

氏名(名称)	代表者 (法人の場合)	住所
株式会社宏福	代表取締役 福本 駿	広島市戸坂出江二丁目7番20号
福岡 健一		北九州市小倉北区黄金一丁目2番37号
吉山 富士子		広島市東区戸坂山根二丁目11番17号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者		住所
氏名(名称)	代表者 (法人の場合)	
株式会社ユアーズ	代表取締役 根石 紀雄	広島県安芸郡海田町南堀川町4番11号

(変更後)

小売業者		住所
氏名(名称)	代表者 (法人の場合)	
株式会社ユアーズ	代表取締役 根石 紀雄	広島市東区二葉の里三丁目3番1号

広島市告示第229号

平成29年4月28日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 フジ三篠店
- (2) 所在地 広島市西区三篠町一丁目15番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社エネルギアL&Bパートナーズ
取締役社長 高木 廣治
広島市中区小町4番33号

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者 (法人の場合)	住所
中国企業株式会社	取締役社長 高木 廣治	広島市中区小町4番33号

(変更後)

氏名(名称)	代表者 (法人の場合)	住所
株式会社エネルギアL&Bパートナーズ	取締役社長 高木 廣治	広島市中区小町4番33号

4 変更年月日

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成29年4月1日

5 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市西区福島町二丁目2番1号
広島市西区役所市民部政調整課

6 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成29年4月28日から同年8月28日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成29年8月6日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

7 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

8 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成29年8月28日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

広島市告示第230号

平成29年4月28日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の1第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
あなぶきメディカルケア株式会社	広島夜間訪問介護センター	広島市西区中広町二丁目1番7号	平成29年4月30日	夜間対応型訪問介護
つる・かめ共和国株式会社	デイサービス つる・かめ共和国	広島市南区西蟹屋一丁目1番29号	平成29年4月30日	地域密着型通所介護
ヤマネホールディングス株式会社	デイサービスきたえるーむ広島観音	広島市西区観音本町二丁目2番5号	平成29年4月30日	地域密着型通所介護
株式会社りゅうせんアカデミー	介護事業所はなあやめ	広島県安芸郡府中町浜田四丁目5番30号	平成29年4月30日	地域密着型通所介護
社会福祉法人エフアイジ福祉会	グループホームチエリーゴード	広島県安芸郡府中町柳ヶ丘40番12号	平成29年4月30日	介護予防認知症対応型共同生活介護

株式会社松広	グループホームくまの	広島県安芸郡熊野町中溝一丁目4番6号	平成29年4月30日	介護予防認知症対応型共同生活介護
--------	------------	--------------------	------------	------------------

広島市告示第231号

平成29年4月28日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人まつおか内科脳神経内科	リハビリ訪問看護ステーションの花	広島市安佐南区伴南五丁目14番30号	平成29年4月30日	訪問看護及び介護予防訪問看護
医療法人好縁会	デイサービスふれあい段原	広島市南区段原山崎三丁目6番1号	平成29年4月30日	通所介護及び介護予防通所介護
つる・かめ共和国株式会社	デイサービス つる・かめ共和国	広島市南区西蟹屋一丁目1番29号	平成29年4月30日	介護予防通所介護
株式会社ニックスケア	レスパイトケア住マイル安芸	広島市安芸区船越南三丁目1番30号海田シティホテル内2F	平成29年4月30日	短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護
有限会社今田薬局	有限会社今田薬局アルパーク福祉事業所	広島市西区南観音六丁目1番31号	平成29年4月30日	介護予防福祉用具貸与
有限会社今田薬局	有限会社今田薬局アルパーク福祉事業所	広島市西区南観音六丁目1番31号	平成29年4月30日	特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

広島市告示第232号

平成29年4月28日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社ベストライフ	ベストプランニング	広島市西区三滝町19番7-101号	平成29年4月30日	居宅介護支援

株式会社アイ・テック	ふれあい介護支援センター・広島西	広島市西区庚午南二丁目19番3号 杉原ビル101号	平成29年4月30日	居宅介護支援
サンステップ有限会社	居宅介護支援事業所げんき大町	広島市安佐南区緑井一丁目28番36号	平成29年4月30日	居宅介護支援

広島市告示第233号

平成29年4月28日

広島市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定等に関する要綱第6条第5項の規定により、次に掲げる者から指定事業者の廃止の届出があったので、同要綱第7条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ウェルネット	やまびこ訪問介護事業所	広島市中区鉄砲町5番7号	平成29年4月30日	訪問介護サービス
有限会社花の木	訪問介護事業所花の木	広島市中区鞆町14番2号ウエセン鞆町101	平成29年4月30日	訪問介護サービス
イベイション株式会社	みどりの風サービスセンター	広島市中区舟入本町16番14号進藤ビル1F	平成29年4月30日	訪問介護サービス
株式会社広島総合コンサルタント	まどころ訪問介護事業所	広島市南区向洋新町二丁目2番16号	平成29年4月30日	訪問介護サービス
株式会社OFFICE・NANO	介護ステーションハーモニー	広島市南区皆実町三丁目1番18号	平成29年4月30日	訪問介護サービス
有限会社エムエヌティー	ヘルパーステーションていーだ	広島市西区南観音六丁目9番23号ウエストビル102	平成29年4月30日	訪問介護サービス
プロジェクトケンコー株式会社	アイ・アイ介護センター	広島市西区三滝町2番7号	平成29年4月30日	訪問介護サービス
有限会社ファミリーケア	ファミリーケア訪問介護事業所	広島市安佐南区伴中央六丁目16番44-3号	平成29年4月30日	訪問介護サービス
株式会社カジカワ	はなまる訪問介護サービス	広島市安佐南区大町西三丁目11番45-3号	平成29年4月30日	訪問介護サービス

有限会社エムエヌティー	訪問介護事業所がんじゅう	広島市安佐南区伴東一丁目12番17号	平成29年4月30日	訪問介護サービス
有限会社楽園	デイサービスセンター楽園	広島市南区比治山本町7番3号	平成29年4月30日	1日型デイサービス
株式会社プライマリ・ケア	あるケア	広島市南区皆実町一丁目19番5号	平成29年4月30日	1日型デイサービス
医療法人おきた内科クリニック	デイサービスサンバリー高陽	広島市安佐北区口田四丁目20番13号	平成29年4月30日	1日型デイサービス
医療法人崇光会	山村整形デイサービスセンター	広島市佐伯区利松二丁目11番6号	平成29年4月30日	1日型デイサービス

広島市告示（中区）第81号

平成29年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市吉島老人いこいの家の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者
東京都豊島区東池袋一丁目44番3号
特定非営利活動法人ワーカーズコープ
代表者 代表理事 藤田 徹

- 2 委託する期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示（中区）第82号

平成29年4月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（中区）第83号

平成29年4月13日

袋町自転車等駐車場及び富士見町第二自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、4月3日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(中区)第84号

平成29年4月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したもので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり略

広島市告示(中区)第85号

平成29年4月17日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の44第4項の規定に基づき、中区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた区分任出納員

中区役所市民部市民課(区役所時間外受付窓口)

- 戸籍係長 安藤 雅子
- 主査 増田 孝枝
- 主査 大石 誠
- 主事 奥 真貴
- 主事 河岡 茉依
- 主事 川畑 翔生
- 主事 當天 春希

2 委任させた事務

住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書及び身分証明書の手数料の収納

(区役所時間外窓口の収納に限る。)

3 委任年月日

平成29年4月1日

4 委任期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(中区)第86号

平成29年4月17日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の44第4項の規定に基づき、中区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた区分任出納員

中区役所市民部市民課(市役所サービス・コーナー及び旅券センター)

所長 馬場 勇治ほか19名 別紙のとおり。

2 委任させた事務

(1) 戸籍全部事項証明書等、戸籍及び除かれた戸籍の謄本・抄本、住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍の附票の写し、外国人登録記載事項証明書、身分証明書並びに印鑑登録証明書の手数料の収納

(2) 徴収金に係る諸証明書の手数料の収納

(3) 収入印紙売りさばき代金の収納

3 委任年月日

平成29年4月1日

4 委任期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(別紙)

市役所サービス・コーナー及び旅券センター区分任出納員

- | | |
|---------|--------|
| 所長 | 馬場 勇治 |
| 主任 | 古田 精樹 |
| 主事(シニア) | 妹尾 隆文 |
| 事務推進員 | 岩田 和枝 |
| 事務推進員 | 小池 由美 |
| 事務推進員 | 小川 純枝 |
| 事務推進員 | 畝川 愛子 |
| 事務推進員 | 星野 直子 |
| 事務推進員 | 山本 富士子 |
| 事務推進員 | 森本 直子 |
| 事務推進員 | 酒井 美恵 |
| 事務推進員 | 沖元 紀子 |
| 事務推進員 | 沢 聖子 |
| 事務推進員 | 永田 美幸 |
| 事務推進員 | 塩尻 幸智江 |
| 事務推進員 | 有田 佳世 |
| 事務推進員 | 堤本 深雪 |
| 事務推進員 | 國澤 有記 |
| 事務推進員 | 有馬 千代 |
| 事務推進員 | 井ノ口 公子 |

広島市告示(中区)第87号

平成29年4月17日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の44第4項の規定に基づき、中区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた区分任出納員

中区役所市民部市民課(区役所時間外受付窓口)

- 日直員 原 千亜紀
- 日直員 河野 紘二
- 日直員 森本久仁子

2 委任させた事務

住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書及び身分

証明書の手数料の収納

(区役所時間外窓口の収納に限る。)

3 委任年月日

平成29年4月1日

4 委任期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

~~~~~

広島市告示(中区)第88号

平成29年4月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

広島市告示(中区)第89号

平成29年4月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

広島市告示(中区)第90号

平成29年4月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

広島市告示(中区)第91号

平成29年4月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

広島市告示(中区)第92号

平成29年4月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

広島市告示(中区)第93号

平成29年4月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

~~~~~

広島市告示(中区)第94号

平成29年4月18日

袋町小学校地下自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、4月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~

広島市告示(中区)第95号

平成29年4月18日

新白鳥駅A自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた下記自転車等については、4月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

~~~~~

広島市告示(中区)第96号

平成29年4月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第97号

平成29年4月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したため、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第98号

平成29年4月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したため、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第99号

平成29年4月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したため、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第100号

平成29年4月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したため、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(中区)第103号

平成29年4月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したため、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第20号

平成29年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項第1号の規定に基づき、広島市東区地域福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したため、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市東区東蟹屋町9番34号

社会福祉法人広島市東区社会福祉協議会

代表者 会長 中井 公孝

2 委託した期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(東区)第21号

平成29年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項第1号の規定に基づき、広島市温品福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したため、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市東区東蟹屋町9番34号

社会福祉法人広島市東区社会福祉協議会

代表者 会長 中井 公孝

2 委託した期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(東区)第22号

平成29年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項第1号の規定に基づき、広島市戸坂福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したため、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市中区基町5番44号

三栄パブリックサービス株式会社

代表者 代表取締役 田口 智之

2 委託した期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで



広島市告示（東区）第23号

平成29年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項第1号の規定に基づき、広島市中山福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市中区基町5番44号  
三栄パブリックサービス株式会社  
代表者 代表取締役 田口 智之

2 委託した期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示（東区）第24号

平成29年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条1項第4号の規定に基づき、新牛田公園照明点灯カード売払代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市中区小町4番33号  
株式会社エネルギーL&Bパートナーズ  
取締役社長 高木 廣治

2 委託した期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示（東区）第25号

平成29年4月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第26号

平成29年4月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第27号

平成29年4月12日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第1号
- 2 指定年月日 平成29年4月12日
- 3 道路の位置 広島市東区中山西二丁目545番1の一部、545番2の一部、545番3の一部、545番4の一部、545番5
- 4 幅員 6.00メートル
- 5 延長 44.34メートル

広島市告示（東区）第28号

平成29年4月14日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第2号
- 2 指定年月日 平成29年4月14日
- 3 道路の位置 広島市東区温品七丁目803番1
- 4 幅員 6.0メートル
- 5 延長 27.7メートル

広島市告示（東区）第29号

平成29年4月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示（東区）第30号

平成29年4月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第31号  
平成29年4月20日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第32号  
平成29年4月24日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の44第4項の規定に基づき、東区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた区分任出納員

東区役所市民部市民課(区役所時間外受付窓口)

- 課長補佐 升原 純子      主査 五百蔵 一博
- 主事 渡部 有紀      主事 川端 留奈
- 係長 佐古 康典      主査 秋田 一恵
- 主事 新田 耕司

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20号)第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納

3 委任年月日

平成29年4月1日

4 委任期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(東区)第33号  
平成29年4月24日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の44第4項の規定に基づき、東区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた区分任出納員

東区役所市民部市民課(区役所時間外受付窓口)

- 日直員 竹内 昌子      日直員 和田 和代
- 日直員 和高 百貴代      日直員 村上 俊明

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20号)第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納

3 委任年月日

平成29年4月1日

4 委任期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(東区)第34号  
平成29年4月24日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の44第4項の規定に基づき、東区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた区分任出納員

東区役所市民部市民課(戸坂連絡所)

- 主任 繁本 直子
- 主任 吉良 典子

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20号)第2条に規定する手数料(戸坂連絡所の所掌事務に係るものに限る。)の収納

3 委任年月日

平成29年4月1日

4 委任期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(東区)第35号  
平成29年4月27日

都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条の2の規定に基づき、都市公園を次のように設置します。

その関係図面は、平成29年4月27日から同年5月11日まで東区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 名称         | 所在地        | 供用開始の期日    | 区域     |
|------------|------------|------------|--------|
| 二葉の里第九号緑地  | 東区二葉の里三丁目内 | 平成29年4月27日 | 別図のとおり |
| 二葉の里第十号緑地  |            |            |        |
| 二葉の里第十一号緑地 |            |            |        |

広島市告示(東区)第36号  
平成29年4月27日

道路の区域を次のように変更するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年4月27日から同年5月11日まで東区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 路線名        | 変更区間                                 | 旧新別 | 敷地の幅員               | 敷地の延長   |
|------------|--------------------------------------|-----|---------------------|---------|
| 市道東1区530号線 | 東区福田五丁目109番1地先から<br>東区福田五丁目110番1地先まで | 旧   | 2.20m<br>～<br>4.00m | 109.00m |
|            |                                      | 新   | 4.50m<br>～<br>5.30m |         |

広島市告示(東区)第37号

平成29年4月27日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、平成29年4月27日から同年5月11日まで東区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 路線名        | 供用開始区間                                 | 供用開始の期日    |
|------------|----------------------------------------|------------|
| 市道東1区530号線 | 東区福田五丁目1098番1地先から<br>東区福田五丁目1105番1地先まで | 平成29年4月27日 |

広島市告示(東区)第38号

平成29年4月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(東区)第39号

平成29年4月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(南区)第43号

平成29年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市東雲老人福祉センター及び広島市宇品老人いこいの家の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、

同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市南区皆実町一丁目4番46号  
社会福祉法人広島市南区社会福祉協議会  
代表者 会長 向江 清

2 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(南区)第44号

平成29年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市出島福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

所在地 広島市中区基町5番44号  
名称 三栄パブリックサービス株式会社  
代表者 代表取締役 田口 智之

2 委託した期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(南区)第45号

平成29年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市南区地域福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

所在地 広島市南区皆実町一丁目4番46号  
名称 社会福祉法人広島市南区社会福祉協議会  
代表者 会長 向江 清

2 委託した期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(南区)第46号

平成29年4月1日

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の17第1項の規定により、下記のとおり利便施設協定を締結したので、同法第48条の18第3項の規定に基づき、告示します。

その関係図面等は、平成29年4月1日から同月15日まで南区役所建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 利便施設協定の名称  
広島市道南1区13号線における道路外利便施設に関する協定
- 2 協定利便施設の名称及びその所在地  
名称 南1区13号線沿道 エキシティ・ヒロシマ公開連絡通路  
所在地 広島市南区松原町88番
- 3 利便施設協定の有効期間  
協定締結の日から当該道路利便施設の存する期間
- 4 利便施設協定の縦覧又は利便施設協定の写しの閲覧の場所  
広島市南区役所建設部維持管理課

広島市告示(南区)第47号

平成29年4月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第48号

平成29年4月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第49号

平成29年4月11日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

関係図書は、広島市東区役所建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第1号
- 2 指定年月日 平成29年4月11日
- 3 道路の位置 広島市南区青崎一丁目の978番2の一部及び978番12
- 4 幅員 4.00メートル
- 5 延長 34.95メートル

広島市告示(南区)第52号

平成29年4月13日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第53号

平成29年4月13日

広島駅南口第一駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、4月12日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(南区)第54号

平成29年4月19日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第55号

平成29年4月21日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第56号

平成29年4月21日

広島駅南口第二駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、4月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記略

広島市告示(南区)第57号

平成29年4月25日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第58号

平成29年4月25日

広島駅南口第二駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、4月24日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(南区)第59号

平成29年4月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第60号

平成29年4月28日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(南区)第61号

平成29年4月28日

青崎駐輪場に、長期間駐車されていた下記の自転車等については、4月27日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

下記 略

広島市告示(西区)第25号

平成29年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、竜王公園照明点灯カード売払代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委託を受けた者  
広島市中区大手町五丁目3番12号  
株式会社第一ビルサービス

代表取締役 杉川 聡

2 委託した期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(西区)第26号

平成29年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、西部埋立第五公園照明点灯カード売払代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市南区松川町5番9号

株式会社オオケン

代表取締役 大中 恒男

2 委託した期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(西区)第27号

平成29年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市西区地域福祉センターの使用料収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市西区福島町二丁目24番1号

社会福祉法人広島市西区社会福祉協議会

代表者 会長 水戸川 旭

2 委託する期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(西区)第28号

平成29年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市南観音老人福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市中区基町5番44号(広島商工会議所ビル内)

三栄パブリックサービス株式会社

代表者 代表取締役 田口 智之

2 委託する期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(西区)第29号

平成29年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市草津老人いこいの家の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

東京都豊島区東池袋一丁目44番3号

池袋ISPタマビル

特定非営利活動法人ワーカーズコープ

代表者 代表理事 藤田 徹

2 委託する期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(西区)第30号

平成29年4月4日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第31号

平成29年4月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第32号

平成29年4月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第33号

平成29年4月14日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の第1項の規定に基づき、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和を、下記の対象区域について認定しました。

この関係図書は、西区役所建設部建築課において縦覧します。

広島市長 松井一實

記

1 対象区域の名称

草津港二丁目

2 対象区域の位置

広島市西区草津港二丁目

17-8, 17-17, 17-18, 17-19, 17-20, 17-21, 17-22, 17-23, 17-24, 17-25, 17-26, 17-27, 17-28, 17-29, 17-30, 17-31, 17-32, 17-33, 17-34, 17-35, 17-36, 17-37, 17-38, 17-39, 17-40, 17-41, 17-42, 17-43, 17-44, 17-45, 17-46

3 認定番号

第H29認定通知広島市建40001号

4 認定年月日

平成29年4月14日

広島市告示(西区)第34号

平成29年4月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第35号

平成29年4月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(西区)第36号

平成29年4月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項又は第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

広島市告示(安佐南区)第41号

平成29年3月31日

長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年3

月10日、同年3月17日、同年3月21日及び同年3月29日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

別紙 略

広島市長 松井 一 實

広島市告示(安佐南区)第41-2号

平成29年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市安佐南区地域福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

所在地 広島市安佐南区中須一丁目38番13号  
名称 社会福祉法人広島市安佐南区社会福祉協議会  
代表者 会長 寺尾 一秀

2 委託した期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(安佐南区)第41-3号

平成29年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市祇園福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

所在地 東京都豊島区東池袋1丁目44番3号  
名称 特定非営利活動法人ワーカーズコープ  
代表者 代表理事 藤田 徹

2 委託した期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(安佐南区)第41-4号

平成29年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市伴福祉センターの使用料及びイベント広場照明点灯カード売払代金の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

所在地 広島市中区基町5番44号  
名称 三栄パブリックサービス株式会社

代表者 代表取締役 田口 智之

2 委託した期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(安佐南区)第42号

平成29年4月3日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、安佐南区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員

安佐南区役所市民部市民課(区役所時間外受付窓口)

笠江 豊幸

中村 佐都子

百出 弘美

下谷 久美

加藤 豊

藤井 三郎

住井 真佐江

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20号)第2条第9号、第14号及び第16号に規定する手数料の収納(区役所時間外窓口の収納に限る)

3 委任期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(安佐南区)第43号

平成29年4月3日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、安佐南区役所市民部沼田出張所区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 解除を受けた区分任出納員の設置場所

安佐南区役所市民部沼田出張所戸山連絡所

2 解除を受けた区分任出納員

安佐南区役所市民部沼田出張所 主査 藤田 勇  
主事 橋岡 宏子

3 解除させた事務

広島市会計規則(昭和43年広島市規則第23号)第85条第1項中別表第3の出張所長が行う収納事務

4 解除年月日

平成29年3月31日

広島市告示(安佐南区)第44号

平成29年4月3日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、安佐南区役所市民部沼田出張所区出納員の事務の一部委任を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた区分出納員の設置場所  
安佐南区役所市民部沼田出張所戸山連絡所
- 2 委任を受けた区分出納員  
安佐南区役所市民部沼田出張所 主査 佐藤 京子  
主事 延谷 亜希子
- 3 委任させた事務  
広島市会計規則（昭和43年広島市規則第23号）第85条第1項中別表第3の出張所長が行う収納事務
- 4 委任年月日  
平成29年4月1日

広島市告示（安佐南区）第45号

平成29年4月11日

長期間駐車されていた別紙の自転車等については、平成29年4月10日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示（安佐南区）第46号

平成29年4月12日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成18年3月9日付けで不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した若葉台町内会（旧代表者 則川 浩二）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

氏名 加来 佑介

住所 広島市安佐南区伴北七丁目13番33号

広島市告示（安佐南区）第47号

平成29年4月13日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、安佐南区役所農林建設部建築課区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 解除を受けた区分出納員  
安佐南区役所農林建設部建築課  
主事 尾山 雄太
- 2 解除させた事務  
市営住宅使用料の収納事務
- 3 解除年月日  
平成29年3月31日

広島市告示（安佐南区）第48号

平成29年4月13日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、安佐南区役所農林建設部建築課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた区分出納員  
安佐南区役所農林建設部建築課  
主事 上野 祥太
- 2 委任させた事務  
市営住宅使用料の収納事務
- 3 委任年月日  
平成29年4月1日

広島市告示（安佐南区）第49号

平成29年4月14日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を廃止します。その関係図面は、平成29年4月14日から同年4月28日まで、広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等         | 所在（起点及び終点）                         |
|----|--------------|------------------------------------|
| 里道 | 安佐南3区1077号里道 | 安佐南区長東四丁目1317-36番地地先から1317-5番地地先まで |

広島市告示（安佐南区）第50号

平成29年4月17日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、平成23年4月26日付けで不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した別所第二自治会（旧代表者 中川 洋治）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井一實

変更があった事項及びその内容



代表者の氏名及び住所

氏名 北野 弘一郎  
住所 広島市安佐南区八木六丁目1番25号

広島市告示(安佐南区)第51号

平成29年4月17日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成6年6月1日付けで不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可したすみれが丘自治会(旧代表者 葉山 勝教)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名及び住所

氏名 島筒 和紀  
住所 広島市安佐南区安東一丁目15番10号

2 事務所

広島市安佐南区安東一丁目15番10号

広島市告示(安佐南区)第52号

平成29年4月17日

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定に基づき、平成19年3月13日付けで不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可したイトーピア長楽寺町内会(旧代表者 枝澤 明彦)について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

氏名 那須 康治  
住所 広島市安佐南区長楽寺一丁目82番1号

広島市告示(安佐南区)第53号

平成29年4月21日

長期間駐車されていた別紙の自転車等については、平成29年4月20日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示(安佐北区)第30号

平成29年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市安佐北区地域福祉センター及び広島市

可部福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市安佐北区可部三丁目19番22号  
社会福祉法人広島市安佐北区社会福祉協議会  
代表者 会長 伊藤 昭善

2 委託する期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(安佐北区)第31号

平成29年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市筒瀬福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市中区基町5番44号  
三栄パブリックサービス株式会社  
代表者 代表取締役 田口 智之

2 委託する期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(安佐北区)第32号

平成29年4月7日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、安佐北区役所安佐出張所区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた区分出納員

安佐北区役所安佐出張所 主査 松陰 利光

2 解除する事務

- (1) 市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分による収納金の収納
- (2) 国民健康保険料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (3) 国民健康保険未収納一部負担金の収納
- (4) 国民健康保険療養給付費及び療養費の誤払過渡返還金及び納付金の収納
- (5) 介護保険料及びこれに係る延滞金の収納
- (6) 介護保険の介護給付費及び予防給付費の誤払過渡返還金及び納付金の収納
- (7) 後期高齢者医療保険料及びこれに係る延滞金の収納

- (8) 児童福祉施設徴収金及び道路占用料並びにこれらに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (9) 市営住宅使用料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (10) 幼稚園授業料の収納
- (11) 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料（出張所の所掌事務に係るものに限る。）の収納
- (12) 下水道敷占用料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (13) 下水道事業受益者負担金並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
- (14) 下水道事業受益者負担金に係る納期前納付報奨金の繰替払
- (15) 下水道事業分担金及びこれに係る延滞金の収納
- (16) 下水道事業分担金に係る納期前納付報奨金の繰替払

3 解除年月日  
平成29年3月31日

~~~~~  
広島市告示（安佐北区）第33号
平成29年4月7日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の44第4項の規定に基づき、安佐北区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 区分任出納員設置箇所
安佐北区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）
- 2 委任を受けた区分任出納員
主査 櫻井 睦恵
主事 高岡 智幸
嘱託員 壹柳 協
嘱託員 岸 芳江
嘱託員 大藤 令子
嘱託員 浜田 明子
- 3 委任させた事務
広島市証明等手数料条例第2条第9号、第14号及び第16号に規定する手数料の収納（区役所時間外窓口の収納に限る。）
- 4 引継ぎの方法
翌日（区役所の閉庁日の場合、最も近い開庁日）までに引継ぐ。
- 5 委任期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示（安佐北区）第34号**  
平成29年4月7日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の44第4項の規定に基づき、安佐北区役所安佐出張所区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた区分任出納員  
安佐北区役所安佐出張所 主査 藤田 勇
- 2 委任させた事務
  - (1) 市税及び県民税並びに過料並びにこれらに係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分による収納金の収納
  - (2) 国民健康保険料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
  - (3) 国民健康保険未収納一部負担金の収納
  - (4) 国民健康保険療養給付費及び療養費の誤払過渡返還金及び納付金の収納
  - (5) 介護保険料及びこれに係る延滞金の収納
  - (6) 介護保険の介護給付費及び予防給付費の誤払過渡返還金及び納付金の収納
  - (7) 後期高齢者医療保険料及びこれに係る延滞金の収納
  - (8) 児童福祉施設徴収金及び道路占用料並びにこれらに係る督促手数料及び延滞金の収納
  - (9) 市営住宅使用料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
  - (10) 幼稚園授業料の収納
  - (11) 広島市証明等手数料条例第2条に規定する手数料（出張所の所掌事務に係るものに限る。）の収納
  - (12) 下水道敷占用料並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
  - (13) 下水道事業受益者負担金並びにこれに係る督促手数料及び延滞金の収納
  - (14) 下水道事業受益者負担金に係る納期前納付報奨金の繰替払
  - (15) 下水道事業分担金及びこれに係る延滞金の収納
  - (16) 下水道事業分担金に係る納期前納付報奨金の繰替払
- 3 委任年月日  
平成29年4月1日

~~~~~  
広島市告示（安佐北区）第35号
平成29年4月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松井一實

~~~~~  
**広島市告示（安佐北区）第36号**  
平成29年4月27日

可部駅西口北側駐輪場、可部駅東口駐輪場、下深川駅北口駐輪場、下深川駅南口駐輪場、安芸矢口駅駐輪場、及び玖村駅駐輪場に長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年4月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井 一 實

別紙 略

広島市告示（安芸区）第30号

平成29年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市船越老人いこいの家鼓が浦荘及び広島市矢野老人いこいの家清風荘の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受けた者

広島市安芸区船越南三丁目2番16号  
社会福祉法人広島市安芸区社会福祉協議会  
代表者 会長 中島 幸子

2 委託した期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示（安芸区）第31号

平成29年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市安芸区地域福祉センター、広島市畑賀福祉センター、広島市阿戸福祉センター及び広島市矢野福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受ける者

広島市安芸区船越南三丁目2番16号  
社会福祉法人広島市安芸区社会福祉協議会  
代表者 会長 中島 幸子

2 委託する期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示（安芸区）第32号

平成29年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市瀬野福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委託を受ける者

大阪府大阪市中央区森ノ宮中央一丁目7番12号  
テルウェル西日本株式会社  
代表取締役社長 村井 守

2 委託する期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示（安芸区）第33号

平成29年4月14日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を変更します。

その関係図面は、平成29年4月14日から同月28日まで、広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

| 区分 | 路線名等        | 所在（起点及び終点）                                        |
|----|-------------|---------------------------------------------------|
| 里道 | 安芸1区2658号里道 | 広島市安芸区上瀬野町字清水546番10地先から<br>広島市安芸区上瀬野町字清水554番2地先まで |

広島市告示（安芸区）第34号

平成29年4月17日

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、平成13年2月5日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した望ヶ丘自治会（代表者 上田 福三）について、つぎのとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

記

変更があった事項及びその内容

1 事務所

広島市安芸区中野東五丁目30番2-6号

2 代表者の氏名及び住所

久保田 高夫  
広島市安芸区中野東五丁目30番2-6号

広島市告示（安芸区）第35号

平成29年4月17日

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、平成8年12月13日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した成岡自治会（代表者 加佐美 時治）について、つぎのとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

記

変更があった事項及びその内容

1 事務所

広島市安芸区中野東二丁目16番9号

2 代表者の氏名及び住所

三好 憲二  
広島市安芸区中野東二丁目16番9号

広島市告示(安芸区)第36号

平成29年4月17日

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、平成14年10月10日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した桑原町内会(代表者 茶堂 敏和)について、つぎのとおり告示事項を変更しました。

広島市長 松井 一 實

記

変更があった事項及びその内容

1 事務所

広島市安芸区瀬野二丁目18番10-8号

2 代表者の氏名及び住所

山下 悦夫

広島市安芸区瀬野二丁目18番10-8号

広島市告示(安芸区)第37号

平成29年4月18日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条第1項の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

広島市告示(安芸区)第38号

平成29年4月18日

安芸区駐輪場内に、長期間駐車されていた下記の車両については、4月14日に広島市西部自転車等保管所へ移動しましたので、告示します。

なお、1か月間保管した後、申出のない車両については、処分します。

広島市長 松井 一 實

下記 略

広島市告示(安芸区)第39号

平成29年4月18日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、安芸区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員

安芸区役所市民部市民課 主任 石井 範子

(区役所時間外窓口) 主査 増満 裕子

主事 藤本 佳彦

主事 長友 幾子

主事 山田 あすか

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20号)第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納(区役所の時間外窓口の事務)

3 委任年月日

平成29年4月1日

4 委任期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(安芸区)第40号

平成29年4月18日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、安芸区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員

安芸区役所市民部市民課 日直員 加藤 寛治

(区役所時間外受付窓口) 日直員 中本 尋子

日直員 寺崎 明子

日直員 山崎 桂子

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20号)第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納

3 委任年月日

平成29年4月1日

4 委任期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(安芸区)第41号

平成29年4月18日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、安芸区役所市民部中野出張所区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

1 委任を受けた区分任出納員

安芸区役所市民部中野出張所 主任 瀬戸 一郎

(畑賀連絡所) 主査 重田 美恵子

主事 平井 弘美

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20号)第2条に規定する手数料の収納

3 委任年月日

平成29年4月1日

4 委任期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(安芸区)第42号

平成29年4月18日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の4第4項の規定に基づき、安芸区役所市民部中野出張所区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委任を受けた区分任出納員

安芸区役所市民部中野出張所 主任(囑託) 岩根 雅代  
(畑賀連絡所) 臨時職員 野島 明美

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20号)第2条に規定する手数料の収納

3 委任年月日

平成29年4月1日

4 委任期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(安芸区)第43号

平成29年4月28日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物の指定を廃止します。

その関係図面は、平成29年4月28日から同年5月12日まで、広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

| 区分 | 路線名等             | 所在(起点及び終点)                                       |
|----|------------------|--------------------------------------------------|
| 水路 | K4-G-100-75-1号水路 | 広島市安芸区阿戸町字新畑4837番1地先から<br>広島市安芸区阿戸町字新畑4824番1地先まで |

広島市告示(佐伯区)第41号

平成29年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、佐伯運動公園照明点灯カード売払代金の使用料収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市中区基町5番44号  
三栄パブリックサービス株式会社 代表取締役 田口 智之

2 委託した期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(佐伯区)第42号

平成29年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市老人いこいの家新宮山荘、広島市老人いこいの家窓山荘、広島市老人いこいの家さつき荘、広島市老人いこいの家八幡荘、広島市老人いこいの家倉重荘、広島市老人いこいの家中央荘、広島市老人いこいの家五日市荘、広島市老人いこいの家楽々荘、広島市老人いこいの家美隅荘の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市佐伯区海老園一丁目4番5号  
社会福祉法人広島市佐伯区社会福祉協議会  
代表者 会長 久保田 詳三

2 委託する期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(佐伯区)第43号

平成29年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市老人いこいの家坪井荘の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市佐伯区坪井一丁目28番11号  
佐伯区観音社会福祉協議会  
代表者 会長 佐々木 昇

2 委託する期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(佐伯区)第44号

平成29年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市佐伯区地域福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市佐伯区海老園一丁目4番5号  
社会福祉法人広島市佐伯区社会福祉協議会  
会長 久保田 詳三

2 委託した期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(佐伯区)第45号

平成29年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市石内福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長 松井一實

1 委託を受けた者

広島市中区基町5番44号

三栄パブリックサービス株式会社

代表者 代表取締役 田口 智之

2 委託した期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(佐伯区)第46号

平成29年4月5日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第47号

平成29年4月5日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年4月3日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第48号

平成29年4月10日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第49号

平成29年4月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第50号

平成29年4月12日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第1号
- 2 指定年月日 平成29年4月12日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区五日市町大字美鈴園14番2の一部及び14番9の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.50メートル  
延長 30.00メートル

広島市告示(佐伯区)第51号

平成29年4月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第52号

平成29年4月24日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年4月21日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第53号

平成29年4月25日

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5

号の規定による道路の位置を次のとおり廃止しました。

この関係図書は、広島市佐伯区役所農林建設部建築課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 指定番号 第2号
- 2 廃止年月日 平成29年4月25日
- 3 道路の位置 広島市佐伯区五日市中央一丁目の78番11及び78番22
- 4 幅員及び延長 幅員 4.00メートル  
延長 9.81メートル

広島市告示(佐伯区)第54号

平成29年4月27日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示(佐伯区)第55号

平成29年4月27日

広島市五日市駅北口自転車等駐車場及び広島市五日市駅南口自転車等駐車場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、平成29年4月26日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 松井一實

別紙 略

広島市告示(佐伯区)第56号

平成29年4月27日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の44第4項の規定に基づき、佐伯区役所市民部市民課区出納員の事務の一部委任を次のとおり解除させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 解除を受けた区分任出納員  
佐伯区役所市民部市民課(五月が丘窓口連絡所及び美鈴が丘窓口連絡所)  
主査 福馬 庸子  
主事 奥 真貴  
主事 山本 慧
- 2 解除させた事務

広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20号)第2条に規定する手数料(窓口連絡所の所掌事務に係るものに限る。)の収納

- 3 解除年月日  
平成29年3月31日

広島市告示(佐伯区)第57号

平成29年4月27日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の44第4項の規定に基づき、佐伯区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた区分任出納員  
佐伯区役所市民部市民課(区役所時間外受付窓口)  
係長 田口 美智子  
係長 久保 英治  
主査 洲加本 有衣子  
主査 上原 ゆかり  
主事 野崎 淳子  
主事 金川 智哉  
主事 田中 磨美  
主事 長嶺 展江  
主事 高野 紀子  
主事 益村 晶子  
主事 平田 詩織  
主事 串田 夢子

- 2 委任させた事務  
広島市証明等手数料条例(昭和32年広島市条例第20号)第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納
- 3 委任年月日  
平成29年4月1日

- 4 委任期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

広島市告示(佐伯区)第58号

平成29年4月27日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の44第4項の規定に基づき、佐伯区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受けた区分任出納員  
佐伯区役所市民部市民課(五月が丘窓口連絡所及び美鈴が丘窓口連絡所)  
主事 益村 晶子  
主事 平田 詩織

- 2 委任させた事務  
広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条に規定する手数料（窓口連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の取納
- 3 委任年月日  
平成29年4月1日
- 4 委任期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

~~~~~  
広島市告示（佐伯区）第59号
 平成29年4月27日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、佐伯区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受けた区分出納員
佐伯区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）
日直員 大江 真弓
日直員 相山 真介
日直員 廣實 節子
日直員 角 静香
- 2 委任させた事務
広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の取納
- 3 委任年月日
平成29年4月1日
- 4 委任期間
平成29年4月1日から平成29年3月31日まで

~~~~~  
**広島市告示（佐伯区）第60号**  
 平成29年4月27日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の4第4項の規定に基づき、佐伯区役所湯来出張所区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

- 1 委任を受けた区分出納員  
佐伯区役所湯来出張所（砂谷連絡所）  
主任 谷口 清之  
主任 西中 未子  
主任 辻本 恵子  
主事 正国 顕寿  
主事 木元 幸
- 2 委任させた事務  
広島市証明等手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条に規定する手数料（砂谷連絡所の所掌事務に係るものに限る。）の取納

- 3 委任年月日  
平成29年4月1日
- 4 委任期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

=====  
**区告示**  
 =====

**広島市中区告示第2号**  
 平成29年4月25日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、同条第3項の規定に基づき公表します。

広島市中区長 隅田 一成

（平成28年度の状況）

| 国又は地方公共団体の機関の名称 | 請求事由の概要      | 閲覧の年月日        | 閲覧に係る住民の範囲 |
|-----------------|--------------|---------------|------------|
| 防衛省             | 自衛官等の募集に伴う広報 | 平成29年1月17～18日 | 中区全域       |

備考 公表の対象は、閲覧日が平成28年4月1日から平成29年3月31日までのものです。

~~~~~  
広島市中区告示第3号
 平成29年4月25日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。）の状況について、同条第12項の規定に基づき公表します。

広島市中区長 隅田 一成

（平成28年度の状況）

申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
(社)中央調査社会長 西澤 豊	統計調査の実施	平成28年5月17日	中町、流川町、西川口町
(社)中央調査社会長 西澤 豊	統計調査の実施	平成28年5月17日	広瀬北町
(社)新情報センター 会長 安藤 昌弘	統計調査の実施	平成28年5月26日	光南3丁目・6丁目
(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	世論調査の実施	平成28年6月2日	白鳥九軒町、白鳥中町

(株)中国新聞社 代表取締役社長 岡谷 義則	世論調査の実施	平成28年6月7日	榎町, 江波二本松2丁目, 江波南2丁目, 大手町3丁目, 河原町, 光南3丁目, 小町, 昭和町, 千田町2丁目, 宝町, 十日市町2丁目, 西平塚町, 幟町, 白島中町, 八丁堀, 東白島町, 平野町, 舟入川口町, 舟入幸町, 舟入本町, 舟入南2丁目・5丁目, 本川町2丁目, 三川町, 基町, 吉島新町2丁目, 吉島西1丁目, 吉島町
(社)中央調査社 会長 西澤 豊	世論調査の実施	平成28年6月9日	千田町2丁目
(社)中央調査社 会長 西澤 豊	統計調査の実施	平成28年6月9日	南千田西町
(社)中央調査社 会長 西澤 豊	世論調査の実施	平成28年6月28日	大手町3丁目
(社)中央調査社 会長 大室 真生	世論調査の実施	平成28年10月26日	堺町2丁目
(社)中央調査社 会長 大室 真生	世論調査の実施	平成28年11月8日	吉島町
(社)中央調査社 会長 大室 真生	世論調査の実施	平成28年11月8日	竹屋町
(社)新情報センター 会長 安藤 昌弘	統計調査の実施	平成28年11月10日	江波西1丁目
(社)中央調査社 会長 大室 真生	世論調査の実施	平成28年11月30日	江波二本松1丁目
(株)ビデオリサーチ 代表取締役社長 加藤 謙	世論調査の実施	平成28年12月14日	千田町3丁目
(社)新情報センター 会長 安藤 昌弘	世論調査の実施	平成29年1月12日	舟入幸町
(社)中央調査社 会長 大室 真生	統計調査の実施	平成29年1月24日	基町
(社)中央調査社 会長 大室 真生	世論調査の実施	平成29年1月24日	光南2丁目
(社)新情報センター 会長 安藤 昌弘	統計調査の実施	平成29年2月7日	舟入南3丁目, 江波本町, 江波東2丁目

(社)中央調査社 会長 大室 真生	世論調査の実施	平成29年3月7日	本川町2丁目
----------------------	---------	-----------	--------

備考

- 公表の対象は、閲覧日が平成28年4月1日から平成29年3月31日までのものです。
- この表において「申出者の氏名」は、申出者が法人の場合にあつては、その名称及び代表者又は管理者の氏名をいいます。

~~~~~

**広島市東区告示第1号**

平成29年4月18日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。)の状況について、同条第3項の規定に基づき公表します。

広島市東区長 松出 由美

(平成28年度の状況)

| 国又は地方公共団体の機関の名称              | 請求事由の概要      | 閲覧の年月日                           | 閲覧に係る住民の範囲 |
|------------------------------|--------------|----------------------------------|------------|
| 広島県健康福祉局健康対策課<br>広島県知事 湯崎 英彦 | 広島県歯科保健実態調査  | 平成28年8月9日                        | 牛田新町4丁目    |
| 自衛隊広島地方協力本部                  | 自衛官等の募集に伴う広報 | 平成28年12月13~15日<br>平成29年1月17日~19日 | 東区全域       |
| 広島県警察本部警備部公安課                | 捜査関係事項照会     | 平成29年3月2日                        | 中山上二丁目     |

備考 公表の対象は、閲覧日が平成28年4月1日から平成29年3月31日までのものです。

~~~~~

広島市東区告示第2号

平成29年4月18日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条の2第1項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。)の状況について、同条第12項の規定に基づき公表します。

広島市東区長 松出 由美

(平成28年度の状況)

申出者の氏名	利用目的の概要	閲覧の年月日	閲覧に係る住民の範囲
大本卓志法律事務所 弁護士 大本卓志	訴訟の相手方特定のため	平成28年4月5日	福田, 馬木

大本卓志法律事務所 弁護士 大本卓志	損害賠償請求の被告特定のため	平成28年4月22日	福田, 馬木	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	自殺対策に関する意識調査	平成28年9月27日	温品4丁目
(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	6月全国個人視聴率調査	平成28年5月11日	馬木9丁目	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	第3回くらしと生活設計に関する調査	平成28年10月26日	牛田早稲田2丁目
株式会社 インテージリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	平成28年度旅行・観光消費動向調査	平成28年5月17日	馬木4丁目, 馬木5丁目	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	がん対策に関する世論調査	平成28年1月1日	温品5丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	テレビ放送に関するアンケート	平成28年5月18日	牛田早稲田1~2丁目, 尾長東2~3丁目, 戸坂長尾台	一般社団法人 輿論科学協会 理事長 大宮 泰三	通信利用動向調査	平成28年1月17日	東区内全域(温品, 馬木, 福田地区以外)
株式会社 中国新聞社 代表取締役社長 岡谷 義則	世論調査(広島市広域商圏調査)の実施	平成28年6月8日	牛田新町4丁目, 牛田本町6丁目, 牛田南1丁目, 牛田早稲田4丁目, 尾長東3丁目, 中山鏡が丘, 中山西1丁目, 光町1丁目, 東蟹屋町, 二葉の里1丁目, 戸坂数甲2丁目, 戸坂新町1丁目, 戸坂千足1丁目, 戸坂中町, 矢賀1丁目	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	パチンコ・パチスロ遊技障害全国標準サンプリング調査	平成28年1月29日	牛田早稲田4丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	第9回メディアに関する全国世論調査	平成28年6月21日	矢賀新町2丁目	株式会社 インテージリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	家庭部門のCO2排出実態統計調査	平成28年12月7日	若草町
株式会社 中国新聞社 代表取締役社長 岡谷 義則	世論調査(広島市広域商圏調査)の実施	平成28年6月22日	馬木5丁目, 上温品1丁目, 温品4丁目, 福田7丁目	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	特殊詐欺に関する世論調査	平成28年12月16日	二葉の里1丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	道路に関する世論調査	平成28年7月12日	牛田旭2丁目	株式会社 ビデオリサーチ 代表取締役社長 加藤 譲	2017年全国たばこ喫煙者調査	平成28年12月20日	戸坂山崎町, 東蟹屋町
一般社団法人 中央調査社 会長 西澤 豊	地球温暖化対策に関する世論調査	平成28年7月12日	山根町	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	社会意識に関する世論調査	平成28年12月22日	戸坂大上3丁目
一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	男女共同参画社会に関する世論調査	平成28年8月10日	馬木3丁目	株式会社 中外 代表取締役 阪倉 敦	電波利用環境に関する意識調査	平成29年1月11日	牛田南2丁目
一般社団法人 新情報センター 会長 安藤 昌弘	第8回 男女の生活と意識に関する調査	平成28年8月16日	温品4丁目	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生	国語に関する世論調査	平成29年1月17日	東山町
株式会社 インテージリサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	平成28年度市民の社会貢献に関する実態調査	平成28年8月23日	戸坂大上4丁目	(株)日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	テレビとスマートフォンなどの利用に関する調査	平成29年1月26日	山根町

備考

- 1 公表の対象は、閲覧日が平成28年4月1日から平成29年3月31日までのものです。
- 2 この表において「申出者の氏名」は、申出者が法人の場合にあつては、その名称及び代表者又は管理人の氏名をいいます。

~~~~~

広島市東区告示第3号

平成29年4月19日

下記の者について、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により職権で処理をしたので、同条第4項の規定により公示する。

広島市東区長 松出由美

記

| 氏名    | 住民票記載の住所                | 職権処理の内容 |
|-------|-------------------------|---------|
| 福本 訓子 | 広島市東区牛田早稲田一丁目17番15-103号 | 職権消除    |

広島市南区告示第2号

平成29年4月13日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、同条第3項の規定に基づき公表します。

広島市南区長 胡麻田 泰江

（平成28年度の状況）

| 国又は地方公共団体の機関の名称     | 請求事由の概要                              | 閲覧の年月日      | 閲覧に係る住民の範囲                                            |
|---------------------|--------------------------------------|-------------|-------------------------------------------------------|
| 広島県知事               | 平成28年度広島県歯科保健実態調査を実施するため             | 平成28年8月9日   | 南蟹屋一丁目15歳以上の者（平成28年7月1日時点）133件                        |
| 防衛省<br>自衛隊広島地方協力本部長 | 自衛官等の募集に伴う広報（根拠法令：自衛隊法第29条第1項、同第35条） | 平成29年2月7～9日 | 南区全域<br>平成11年4月2日から平成12年4月1日までの間に生まれた男子（日本人住民に限る）491件 |

備考 公表の対象は、閲覧日が平成28年4月1日から平成29年3月31日までのものです。

広島市南区告示第3号

平成29年4月13日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。）の状況について、同条第12項の規定に基づき公表します。

広島市南区長 胡麻田 泰江

（平成28年度の状況）

| 申出者の氏名 | 利用目的の概要 | 閲覧の年月日 | 閲覧に係る住民の範囲 |
|--------|---------|--------|------------|
|--------|---------|--------|------------|

|                                 |                       |            |                                                                                                                                                                              |
|---------------------------------|-----------------------|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博 | 「家計の金融行動に関する世論調査」の実施  | 平成28年5月10日 | 青崎二丁目<br>満20歳以上（平成28年5月31日以前に生まれた）の男女16件                                                                                                                                     |
| 株式会社インテリサーチ<br>代表取締役社長 井上 孝志    | 「旅行・観光消費動向調査」の実施      | 平成28年5月17日 | 段原三丁目<br>年齢・性別指定なし。一世帯より一名まで。85件                                                                                                                                             |
| 一般社団法人中央調査社会長 西澤 豊              | 「テレビ放送に関するアンケート」の実施   | 平成28年5月18日 | 堀越二丁目、堀越三丁目<br>18歳以上（平成10年7月末日まで生まれ）の男女20件                                                                                                                                   |
| 株式会社毎日新聞社<br>代表取締役社長 朝比奈 豊      | 「世論調査」実施              | 平成28年6月1日  | 宇品神田三丁目16歳以上（平成28年9月末日現在）の男女12件                                                                                                                                              |
| 株式会社中国新聞社<br>代表取締役社長 岡谷 義則      | 「世論調査（広島市広域商圏調査）」実施   | 平成28年6月14日 | 旭三丁目・稲荷町・宇品海岸二丁目・宇品神田二丁目・宇品西二丁目・宇品西五丁目・宇品東三丁目・宇品御幸二丁目・大州一丁目・霞一丁目・上東雲町・北大河町・京橋町・東雲二丁目・東雲本町一丁目・丹那町・段原日出一丁目・西蟹屋三丁目・西本浦町・仁保二丁目・仁保新町一丁目・仁保南二丁目・堀越二丁目・翠二丁目・皆実町四丁目・向洋新町二丁目・元宇品町420件 |
| 一般社団法人中央調査社会長 西澤 豊              | 「新聞及びウェブ利用に関する総合調査」実施 | 平成28年6月21日 | 宇品御幸五丁目<br>満15歳以上（平成13年8月未まで生まれ）の日本人男女25件                                                                                                                                    |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘       | 「家庭消費状況調査」実施          | 平成28年6月21日 | 仁保三丁目・丹那新町・楠那町<br>16歳以上の男女個人100件                                                                                                                                             |
| 一般社団法人中央調査社会長 西澤 豊              | 「地球温暖化対策に関する世論調査」実施   | 平成28年7月12日 | 宇品神田一丁目<br>満18歳以上（平成10年6月未まで生まれ）の日本人男女14件                                                                                                                                    |

|                                                 |                                                                        |                 |                                                                                                     |                                                                                                                                                |                                                |                 |                                                                          |
|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 一般社団法人<br>新情報センタ<br>ー<br>会長 安藤<br>昌弘            | 「消費動向調<br>査」実施                                                         | 平成28年8<br>月4日   | 皆実町一丁目・<br>皆実町四丁目<br>単身世帯の世帯<br>主<br>40件                                                            | 株式会社イン<br>テージリサー<br>チ<br>代表取締役社<br>長 井上 孝<br>志                                                                                                 | 「家庭部門のC<br>O2排出実態統<br>計調査」実施                   | 平成28年1<br>2月6日  | 旭一丁目<br>昭和3年4月2<br>日から平成9年<br>4月1日生まれ<br>の方。外国人を<br>含む。<br>60件           |
| 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 大室<br>真生                  | 「2016年1<br>0月東京オリ<br>ンピック・パラ<br>リンピックに関<br>する世論調査」<br>実施               | 平成28年8<br>月17日  | 堀越二丁目<br>20歳以上（平<br>成8年12月末<br>まで生まれ）の<br>日本人男女<br>12件                                              | 株式会社ビデ<br>オリサーチ<br>代表取締役社<br>長 加藤 譲                                                                                                            | 「全国たばこ喫<br>煙者調査」実施                             | 平成28年1<br>2月21日 | 皆実町四丁目・<br>向洋中町・向洋<br>本町<br>昭和2年5月1<br>日から平成9年<br>4月30日生ま<br>れの男女<br>40件 |
| 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 大室<br>真生                  | 「男女共同参<br>画社会に関する<br>世論調査」実施                                           | 平成28年8<br>月17日  | 東霞町<br>満18歳以上<br>（平成10年7<br>月末まで生ま<br>れ）の日本人男<br>女<br>15件                                           | 一般社団法人<br>新情報センタ<br>ー<br>会長 安藤<br>昌弘                                                                                                           | 「日本人と憲<br>法」実施                                 | 平成29年1<br>月12日  | 仁保新町一丁目<br>日本国籍を有す<br>る18歳以上の<br>男女（平成10<br>年12月31日<br>以前生まれ）<br>12件     |
| 株式会社日本<br>リサーチセン<br>ター<br>代表取締役社<br>長 鈴木 稲<br>博 | 「生活意識に関<br>するアンケート<br>調査」実施                                            | 平成28年9<br>月1日   | 皆実町一丁目<br>20歳以上（平<br>成8年10月末<br>まで生まれ）の<br>男女<br>15件                                                | 一般社団法人<br>新情報センタ<br>ー<br>会長 安藤<br>昌弘                                                                                                           | 「家計消費状況<br>調査」実施                               | 平成29年2<br>月14日  | 宇品神田五丁目<br>16歳以上の男<br>女（平成13年<br>4月1日以前に<br>出生）<br>50件                   |
| 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 大室<br>真生                  | 「文化に関する<br>世論調査」実施                                                     | 平成28年9<br>月7日   | 西蟹屋三丁目<br>満18歳以上<br>（平成10年8<br>月末日までに生<br>まれた）日本人<br>の男女<br>13件                                     | 株式会社日本<br>リサーチセン<br>ター<br>代表取締役社<br>長 鈴木 稲<br>博                                                                                                | 「生活意識に関<br>するアンケート<br>調査」                      | 平成29年3<br>月8日   | 東雲二丁目<br>20歳以上（平<br>成9年4月末日<br>まで生まれ）の<br>男女<br>15件                      |
| 株式会社日本<br>リサーチセン<br>ター<br>代表取締役社<br>長 鈴木 稲<br>博 | 「平成28年度<br>消費者意識基<br>本調査」実施                                            | 平成28年9<br>月27日  | 段原南一丁目・<br>段原南二丁目<br>15歳以上の男<br>女（平成13年<br>10月31日生<br>まれまで）<br>25件                                  | 弁護士 菊田<br>憲紘                                                                                                                                   | 犯罪被害による<br>損害賠償請求訴<br>訟提起準備の為<br>の相手の居住地<br>確認 | 平成29年3<br>月16日  | 南区全域<br>1件                                                               |
| 株式会社日本<br>リサーチセン<br>ター<br>代表取締役社<br>長 鈴木 稲<br>博 | 「11月全国個<br>人視聴率調査」<br>実施                                               | 平成28年1<br>0月20日 | 段原南二丁目<br>7歳以上（平成<br>21年12月末<br>まで生まれ）の<br>男女<br>12件                                                | 備考                                                                                                                                             |                                                |                 |                                                                          |
| 株式会社日本<br>リサーチセン<br>ター<br>代表取締役<br>鈴木 稲博        | 「子どものいる<br>世帯の生活状況<br>および保護者の<br>就業に関する調<br>査（第4回子育て<br>世帯全国調<br>査）」実施 | 平成28年1<br>1月8日  | 宇品西4～6丁<br>目、宇品神田1<br>～5丁目、宇品<br>東1～7丁目<br>末子が18歳未<br>満の子どもを育<br>っている世帯<br>（父、または母<br>のいずれか）<br>23件 | 1 公表の対象は、閲覧日が平成28年4月1日から平成29年3月31日までのものです。                                                                                                     |                                                |                 |                                                                          |
| 一般社団法人<br>新情報センタ<br>ー<br>会長 安藤<br>昌弘            | 「家計消費状況<br>調査」実施                                                       | 平成28年1<br>1月8日  | 宇品東七丁目<br>16歳以上（平<br>成12年4月1<br>日以前生まれ）<br>の男女<br>50件                                               | 2 この表において「申出者の氏名」は、申出者が法人の場合にあつては、その名称及び代表者又は管理人の氏名をいいます。                                                                                      |                                                |                 |                                                                          |
| 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 大室<br>真生                  | 「公共交通に関<br>する世論調査」<br>実施                                               | 平成28年1<br>1月15日 | 向洋新町一丁目<br>満18歳以上<br>（平成10年1<br>1月末日生まれ<br>まで）の日本人<br>の男女<br>14件                                    | ~~~~~<br><b>広島市西区告示第1号</b><br>平成29年4月6日<br>自動車の臨時運行許可に関する取扱規則（昭和27年広島市規則第51号）第2条第5項の規定に基づき、次の番号の自動車臨時運行許可番号標が失効したことを告示します。<br><br>広島市西区長 塩山 慎二 |                                                |                 |                                                                          |
|                                                 |                                                                        |                 |                                                                                                     | 自動車臨時運行許可番号標番号<br>広島 23-86<br>~~~~~<br><b>広島市安佐北区告示第2号</b><br>平成29年4月11日                                                                       |                                                |                 |                                                                          |

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、同条第3項の規定に基づき公表します。

広島市安佐北区長 立 岩 薫

（平成28年度の状況）

（市 民 課）

| 申出者の氏名              | 利用目的の概要      | 閲覧の年月日     | 閲覧に係る住民の範囲                                                       |
|---------------------|--------------|------------|------------------------------------------------------------------|
| 防衛省<br>自衛隊広島地方協力本部長 | 自衛官等の募集に伴う広報 | 平成28年1月15日 | 安佐北区（白木・高陽・安佐出張所管内を除く）全域<br>平成11年4月2日から平成12年4月1日までの間に生まれた男子 289件 |

（白木出張所）

| 申出者の氏名              | 利用目的の概要      | 閲覧の年月日     | 閲覧に係る住民の範囲                                              |
|---------------------|--------------|------------|---------------------------------------------------------|
| 防衛省<br>自衛隊広島地方協力本部長 | 自衛官等の募集に伴う広報 | 平成28年1月30日 | 安佐北区白木出張所管内全域<br>平成11年4月2日から平成12年4月1日までの男子（日本人住民に限る）34件 |

（高陽出張所）

| 申出者の氏名              | 利用目的の概要                | 閲覧の年月日     | 閲覧に係る住民の範囲                                        |
|---------------------|------------------------|------------|---------------------------------------------------|
| 広島県健康福祉局健康対策課       | 平成28年度広島県歯科保健実態調査実施のため | 平成28年8月3日  | 落合南九丁目2番<br>平成28年7月1日時点で15歳以上 249件                |
| 防衛省<br>自衛隊広島地方協力本部長 | 自衛官等の募集に伴う広報           | 平成28年12月1日 | 高陽出張所管内全域<br>平成11年4月2日から平成12年4月1日までの間に生まれた男子 337件 |

（安佐出張所）

| 申出者の氏名              | 利用目的の概要      | 閲覧の年月日     | 閲覧に係る住民の範囲                                             |
|---------------------|--------------|------------|--------------------------------------------------------|
| 防衛省<br>自衛隊広島地方協力本部長 | 自衛官等の募集に伴う広報 | 平成28年1月29日 | 安佐出張所管内全域<br>平成11年4月2日から平成12年4月1日までの間に生まれた男子（日本人住民）65件 |

備考 公表の対象は、閲覧日が平成28年4月1日から平成29

年3月31日までのものです。

広島市安佐北区告示第3号

平成29年4月11日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。）の状況について、同条第12項の規定に基づき公表します。

広島市安佐北区長 立 岩 薫

（平成28年度の状況）

（市 民 課）

| 申出者の氏名                          | 利用目的の概要                | 閲覧の年月日     | 閲覧に係る住民の範囲                                              |
|---------------------------------|------------------------|------------|---------------------------------------------------------|
| 株式会社日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博 | 家計の金融行動に関する世論調査        | 平成28年5月12日 | 亀山七丁目<br>20歳以上の男女（平成8年5月31日生まれまで）22件                    |
| 株式会社日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博 | 6月全国個人視聴率調査            | 平成28年5月18日 | 可部町大字勝木7歳以上の男女（平成21年12月31日生まれまで）12件                     |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊          | 国民生活に関する世論調査           | 平成28年6月9日  | 三入一丁目<br>満18歳以上（平成10年5月末日までに生まれた）日本人の男女 30件             |
| 株式会社中国新聞社<br>代表取締役社長 岡谷 義則      | 世論調査（広島市広域商圏調査）の実施     | 平成28年6月21日 | 可部四丁目・八丁目 可部南二丁目 可部町大字南原 亀山三丁目 亀山南二丁目 三入二丁目 三入南二丁目 120件 |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊          | 2016年新聞及びウェブ利用に関する総合調査 | 平成28年6月22日 | 可部南五丁目<br>満15歳以上（平成13年8月末日まで生まれ）の日本人男女 24件              |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊          | 第9回メディアに関する全国世論調査      | 平成28年6月22日 | 可部南一丁目<br>満18歳以上（平成10年7月末日まで生まれた）日本人の男女 19件             |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘       | 消費動向調査                 | 平成28年8月17日 | 可部東三丁目・四丁目 40件                                          |
| 株式会社日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博 | 生活意識に関するアンケート調査（第68回）  | 平成28年9月1日  | 可部町大字勝木20歳以上の男女（平成8年10月31日生まれまで）15件                     |

|                                                 |                                         |                |                                                                                     |
|-------------------------------------------------|-----------------------------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 一般社団法人<br>輿論科学協会<br>理事長 大宮<br>泰三                | 通信利用動向調<br>査                            | 平成28年1<br>月16日 | 可部東三丁目<br>三入二丁目 大<br>林一丁目 可部<br>町大字綾ヶ谷<br>172件                                      |
| 株式会社日本<br>リサーチセン<br>ター<br>代表取締役社<br>長 鈴木 稲<br>博 | 「パチンコ・パ<br>チスロ遊技障害<br>全国標準サンプ<br>リング調査」 | 平成28年1<br>月29日 | 三入一丁目・二<br>丁目<br>18歳以上79<br>歳以下の男女<br>(昭和12年1<br>月1日～平成1<br>0年12月31<br>日生まれ)<br>29件 |
| 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 大室<br>真生                  | テレビ視聴に関<br>する調査                         | 平成28年1<br>月30日 | 三入東二丁目<br>16歳以上(平<br>成12年12月<br>末日までに生<br>まれた男女) 1<br>4件                            |
| 株式会社日本<br>リサーチセン<br>ター<br>代表取締役社<br>長 鈴木 稲<br>博 | 生活意識に関<br>するアンケート調<br>査(第69回)           | 平成28年1<br>月20日 | 亀山七丁目～亀<br>山九丁目<br>20歳以上の男<br>女(平成9年1<br>月31日生まれ<br>まで) 15件                         |

(白木出張所)

| 申出者の氏名                                 | 利用目的の概要                             | 閲覧の年月日         | 閲覧に係る住民<br>の範囲                                               |
|----------------------------------------|-------------------------------------|----------------|--------------------------------------------------------------|
| 株式会社中国<br>新聞社<br>代表取締役社<br>長 岡谷 義<br>則 | 世論調査「広島<br>市広域商圏調<br>査」の実施          | 平成28年6<br>月16日 | 白木町大字三田<br>15件                                               |
| 株式会社ビデ<br>オリサーチ<br>代表取締役社<br>長 加藤 謙    | 2017年「全<br>国たばこ喫煙者<br>調査」の対象者<br>抽出 | 平成28年1<br>月26日 | 白木町大字井原<br>(昭和2年5月<br>1日から平成9<br>年4月30日ま<br>で生まれの男<br>女) 20件 |

(高陽出張所)

| 申出者の氏名                                          | 利用目的の概要                                            | 閲覧の年月日         | 閲覧に係る住民<br>の範囲                                          |
|-------------------------------------------------|----------------------------------------------------|----------------|---------------------------------------------------------|
| 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 西澤<br>豊                   | 「2016年6<br>月全国放送サー<br>ビス接触動向調<br>査」実施のため<br>の対象者抽出 | 平成28年5<br>月17日 | 深川七・八丁目<br>7歳以上の日本<br>人の男女 12<br>件                      |
| 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 西澤<br>豊                   | NHK実施の<br>「テレビ放送に<br>関するアンケ<br>ート」の対象者<br>抽出       | 平成28年5<br>月17日 | 口田三・四丁目<br>18歳以上の日<br>本人の男女 2<br>0件                     |
| 株式会社日本<br>リサーチセン<br>ター<br>代表取締役社<br>長 鈴木 稲<br>博 | 「6月全国個人<br>視聴率調査」の<br>対象者抽出                        | 平成28年5<br>月19日 | 深川一丁目<br>7歳以上の男女<br>(平成21年1<br>月2月31日生<br>まれまで) 12<br>件 |
| 株式会社イン<br>テージリサー<br>チ<br>代表取締役社<br>長 井上 孝<br>志  | 平成28年度<br>「旅行・観光消<br>費動向調査」の<br>対象者抽出              | 平成28年5<br>月24日 | 落合南七・八丁<br>目 85件                                        |

|                                                 |                                       |                |                                                                                          |
|-------------------------------------------------|---------------------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社日本<br>リサーチセン<br>ター<br>代表取締役社<br>長 鈴木 稲<br>博 | 「高齢者の経<br>済・生活環境に<br>関する調査」の<br>対象者抽出 | 平成28年5<br>月19日 | 落合南一丁目<br>60歳以上(昭<br>和31年1月1<br>日生まれまで)<br>の男女 23件                                       |
| 株式会社中国<br>新聞社<br>代表取締役社<br>長 岡谷 義<br>則          | 世論調査(広島<br>市広域商圏調<br>査)の実施            | 平成28年6<br>月16日 | 落合三丁目・落<br>合南二・九丁<br>目・口田三丁<br>目・口田南一<br>八丁目・倉掛二<br>丁目・深川三<br>七丁目・真亀四<br>丁目 10地点<br>150件 |
| 株式会社日本<br>リサーチセン<br>ター<br>代表取締役社<br>長 鈴木 稲<br>博 | 「第4回子育て<br>世帯全国調査」<br>の対象者抽出          | 平成28年1<br>月2日  | 落合南四～九丁<br>目・落合一～五<br>丁目 末子が<br>18歳未満の子<br>どもを育ててい<br>る世帯 24件                            |
| 株式会社イン<br>テージリサー<br>チ<br>代表取締役社<br>長 井上 孝<br>志  | 「家庭部門のC<br>O2排出実態統<br>計調査」の対象<br>者抽出  | 平成28年1<br>月26日 | 真亀四丁目 6<br>0件                                                                            |

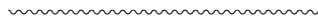
| 申出者の氏名                         | 利用目的の概要                                             | 閲覧の年月日         | 閲覧に係る住民<br>の範囲                                                   |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------|
| 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 大室<br>真生 | 「特殊詐欺に関<br>する調査」実施<br>のための対象者<br>抽出                 | 平成28年1<br>月13日 | 口田五丁目<br>満18歳以上<br>(平成10年1<br>月2月末日ま<br>でに生まれ)日本<br>人の男女 13<br>件 |
| 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 大室<br>真生 | 「2017年6<br>月全国放送サー<br>ビス接触動向調<br>査」の実施のため<br>の対象者抽出 | 平成29年3<br>月7日  | 亀崎二丁目<br>7歳以上(平成<br>22年12月末<br>日までに生まれ<br>た)日本人の男<br>女 12件       |

(安佐出張所)

| 申出者の氏名                                          | 利用目的の概要                                | 閲覧の年月日         | 閲覧に係る住民<br>の範囲                         |
|-------------------------------------------------|----------------------------------------|----------------|----------------------------------------|
| 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 西澤<br>豊                   | 「テレビ放送に<br>関するアンケ<br>ート」対象者抽出          | 平成28年5<br>月18日 | 安佐町飯室・安<br>佐町後山(18<br>歳以上の男女)<br>20件   |
| 株式会社中国<br>新聞社<br>代表取締役社<br>長 岡谷 義<br>則          | 世論調査「広島<br>市広域商圏調<br>査」                | 平成28年6<br>月16日 | 安佐町久地・安<br>佐町鈴張・あさ<br>ひが丘6丁目<br>3地点45件 |
| 株式会社日本<br>リサーチセン<br>ター<br>代表取締役社<br>長 鈴木 稲<br>博 | 「消費者意識調<br>査」対象者抽出                     | 平成28年1<br>月19日 | 安佐町飯室・安<br>佐町鈴張(15<br>歳以上の男女)<br>15件   |
| 株式会社日本<br>リサーチセン<br>ター<br>代表取締役社<br>長 鈴木 稲<br>博 | 「青少年のイン<br>ターネット利用<br>環境実態調査」<br>対象者抽出 | 平成28年1<br>月19日 | 安佐町飯室(1<br>0歳以上17歳<br>以下の男女)<br>20件    |

備考

- 1 公表の対象は、閲覧日が平成28年4月1日から平成29年3月31日までのものです。
- 2 この表において「申出者の氏名」は、申出者が法人の場合にあつては、その名称及び代表者又は管理人の氏名をいいます。



広島市安芸区告示第1号

平成29年4月28日

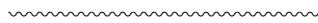
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、同条第3項の規定に基づき公表します。

広島市安芸区長 山本 秀樹

（平成28年度の状況）

| 国又は地方公共団体の機関の名称 | 請求事由の概要              | 閲覧の年月日                                           | 閲覧に係る住民の範囲 |
|-----------------|----------------------|--------------------------------------------------|------------|
| 広島県健康福祉局健康対策課   | 平成28年度広島県歯科保健実態調査の実施 | 平成28年8月4日                                        | 船越南三丁目     |
| 自衛隊広島地方協力本部     | 自衛官等の募集に伴う広報         | 平成29年2月1日<br>平成29年2月2日<br>平成29年2月7日<br>平成29年2月8日 | 安芸区全域      |

備考 公表の対象は、閲覧日が平成28年4月1日から平成29年3月31日までのものです。



広島市安芸区告示第2号

平成29年4月28日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。）の状況について、同条第12項の規定に基づき公表します。

広島市安芸区長 山本 秀樹

（平成28年度の状況）

| 申出者の氏名                         | 利用目的の概要                         | 閲覧の年月日     | 閲覧に係る住民の範囲                     |
|--------------------------------|---------------------------------|------------|--------------------------------|
| (株)日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博 | 生活意識に関するアンケート調査の対象者抽出           | 平成28年5月26日 | 中野三丁目                          |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊         | 日本放送協会が実施するテレビ放送に関するアンケートの対象者抽出 | 平成28年5月19日 | 瀬野町<br>瀬野南一丁目<br>瀬野南町<br>中野一丁目 |

|                                |                       |            |                                                |
|--------------------------------|-----------------------|------------|------------------------------------------------|
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 西澤 豊         | テレビ視聴に関する調査の対象者抽出     | 平成28年6月8日  | 矢野西三丁目<br>矢野西四丁目                               |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘      | 家計消費状況調査の対象者抽出        | 平成28年6月8日  | 矢野町                                            |
| 株式会社中国新聞社<br>代表取締役社長 岡谷 義則     | 広島市広域商圏調査の対象者抽出       | 平成28年6月23日 | 瀬野三丁目<br>瀬野西五丁目<br>中野三丁目<br>中野五丁目<br>中野東四丁目    |
| 株式会社中国新聞社<br>代表取締役社長 岡谷 義則     | 広島市広域商圏調査の対象者抽出       | 平成28年6月28日 | 矢野西三丁目<br>矢野西七丁目<br>矢野東一丁目<br>矢野東三丁目<br>矢野南五丁目 |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘      | 家計消費状況調査の対象者抽出        | 平成28年1月15日 | 矢野南四丁目<br>矢野東七丁目                               |
| 株式会社ビデオリサーチ<br>代表取締役社長 加藤 譲    | 全国たばこ喫煙者調査の対象者抽出      | 平成28年2月15日 | 矢野東一丁目<br>矢野東二丁目                               |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘      | 日本人と憲法2017調査の対象者抽出    | 平成29年1月18日 | 船越三丁目                                          |
| (株)日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博 | モバイルシフト社会とテレビ調査対象者抽出  | 平成29年1月24日 | 船越五丁目                                          |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘      | 家計消費状況調査の対象者抽出        | 平成29年2月8日  | 矢野西七丁目                                         |
| (株)日本リサーチセンター<br>代表取締役社長 鈴木 稲博 | 家計の金融行動に関する世論調査の対象者抽出 | 平成29年3月22日 | 矢野西三丁目                                         |

備考

- 1 公表の対象は、閲覧日が平成28年4月1日から平成29年3月31日までのものです。
- 2 この表において「申出者の氏名」は、申出者が法人の場合にあつては、その名称及び代表者又は管理人の氏名をいいます。



広島市佐伯区告示第1号

平成29年4月18日

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第1項の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧（犯罪捜査等のための請求に係るものを除く。）の状況について、同条第

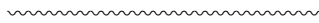
3項の規定に基づき公表します。

広島市佐伯区長 建部賢次

(平成28年度の状況)

|                                | 請求事由の概要      | 閲覧の年月日        | 閲覧に係る住民の範囲      |
|--------------------------------|--------------|---------------|-----------------|
| 佐伯警察署<br>司法警察員<br>警視 吉岡<br>君三郎 | 捜査関係事項照会     | 平成28年8月4日     | 湯来町大字伏谷         |
| 中国四国厚生<br>局麻薬取締部               | 捜査関係事項照会     | 平成28年12月26日   | 利松二丁目           |
| 自衛隊広島地<br>方協力本部長               | 自衛官等の募集に伴う広報 | 平成29年2月1日     | 佐伯区湯来出張所管内全域    |
| 自衛隊広島地<br>方協力本部長               | 自衛官等の募集に伴う広報 | 平成29年2月14～15日 | 佐伯区(湯来出張所管内を除く) |

備考 公表の対象は、閲覧日が平成28年4月1日から平成29年3月31日までのものです。



広島市佐伯区告示第2号

平成29年4月18日

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条の2第1項の規定による申出に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧(同項第3号に掲げる活動に係るものを除く。)の状況について、同条第12項の規定に基づき公表します。

広島市佐伯区長 建部賢次

(平成28年度の状況)

| 申出者氏名                                           | 利用目的の概要         | 閲覧の年月日     | 閲覧に係る住民の範囲                                                                   |
|-------------------------------------------------|-----------------|------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社日本<br>リサーチセン<br>ター<br>代表取締役社<br>長 鈴木 稲<br>博 | 家計の金融行動に関する世論調査 | 平成28年5月10日 | 皆賀一丁目、皆賀二丁目                                                                  |
| 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 西澤<br>豊                   | テレビ放送に関するアンケート  | 平成28年6月1日  | 美鈴が丘南一丁目、美鈴が丘南二丁目、美鈴が丘南三丁目、美鈴が丘南四丁目                                          |
| 株式会社毎日<br>新聞社<br>代表取締役社<br>長 朝比奈<br>豊           | 読書世論調査          | 平成28年6月9日  | 美鈴が丘東五丁目                                                                     |
| 株式会社中国<br>新聞社<br>代表取締役社<br>長 岡谷 義<br>則          | 広島市広域商圏調査       | 平成28年6月15日 | 旭園、石内北一丁目、五日市四丁目、五日市中央五丁目、五日市町大字上河内、海老園二丁目、五月が丘二丁目、新宮苑、隅の浜二丁目、坪井二丁目、藤の木一丁目、美 |

|                                                 |                        |             |                                          |
|-------------------------------------------------|------------------------|-------------|------------------------------------------|
|                                                 |                        |             | 鈴が丘西二丁目、皆賀二丁目、三宅三丁目、薬師が丘四丁目、八幡二丁目、八幡東三丁目 |
| 一般社団法人<br>新情報センタ<br>ー<br>会長 安藤<br>昌弘            | 家計消費状況調査               | 平成28年6月16日  | 利松三丁目                                    |
| 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 西澤<br>豊                   | 2016年新聞及びウェブ利用に関する総合調査 | 平成28年6月22日  | 坪井一丁目                                    |
| 株式会社中国<br>新聞社<br>代表取締役社<br>長 岡谷 義<br>則          | 広島市広域商圏調査              | 平成28年6月29日  | 杉並台                                      |
| 一般社団法人<br>新情報センタ<br>ー<br>会長 安藤<br>昌弘            | 参院選の政治意識調査2016         | 平成28年7月14日  | 隅の浜三丁目                                   |
| 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 大室<br>真生                  | 男女共同参画社会に関する世論調査       | 平成28年8月18日  | 美鈴が丘緑二丁目                                 |
| 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 大室<br>真生                  | 中年期男性の生活の送り方に関する調査     | 平成28年8月25日  | 五日市駅前一丁目                                 |
| 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 大室<br>真生                  | 政府の役割についての国際比較調査       | 平成28年9月13日  | 吉見園                                      |
| 株式会社日本<br>リサーチセン<br>ター<br>代表取締役社<br>長 鈴木 稲<br>博 | 11月全国個人視聴率調査           | 平成28年10月18日 | 美鈴が丘緑一丁目                                 |
| 株式会社日本<br>リサーチセン<br>ター<br>代表取締役社<br>長 鈴木 稲<br>博 | 平成28年度消費者意識基本調査        | 平成28年10月18日 | 薬師が丘三丁目、薬師が丘四丁目                          |
| 一般社団法人<br>中央調査社<br>会長 大室<br>真生                  | 平成28年度食育に関する意識調査       | 平成28年10月25日 | 千同一丁目                                    |
| 株式会社日本<br>リサーチセン<br>ター<br>代表取締役社<br>長 鈴木 稲<br>博 | 第3回くらしと生活設計に関する調査      | 平成28年11月1日  | 旭園                                       |
| 一般社団法人<br>新情報センタ<br>ー<br>会長 安藤<br>昌弘            | 家計消費状況調査               | 平成28年11月17日 | 八幡三丁目、八幡四丁目                              |



|                                |                             |             |                              |
|--------------------------------|-----------------------------|-------------|------------------------------|
| 株式会社インテージリサーチ<br>代表取締役社長 井上 孝志 | 家庭部門のCO <sub>2</sub> 排出実態調査 | 平成28年12月13日 | 皆賀                           |
| 株式会社ビデオリサーチ<br>代表取締役社長 加藤 譲    | 全国たばこ喫煙率調査                  | 平成28年12月20日 | 利松三丁目、三宅二丁目、三宅三丁目            |
| 一般社団法人中央調査社<br>会長 大室 真生        | 社会意識に関する世論調査                | 平成28年12月21日 | 海老園四丁目                       |
| 一般社団法人新情報センター<br>会長 安藤 昌弘      | 家計消費状況調査                    | 平成29年2月21日  | 美鈴が丘西一丁目、利松一丁目、八幡東三丁目、八幡東四丁目 |

備考

- 公表の対象は、閲覧日が平成28年4月1日から平成29年3月31日までのものです。
- この表において「申出者の氏名」は、申出者が法人の場合にあつては、その名称及び代表者又は管理人の氏名をいいます。

区選管告示

広島市南区選挙管理委員会告示第3号

平成29年4月21日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により、平成28年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、別紙のとおり公表します。

広島市南区選挙管理委員会  
委員長 大原 貞 夫

別紙 略

広島市安佐南区選挙管理委員会告示第4号

平成29年4月19日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により、平成28年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、別紙のとおり公表します。

広島市安佐南区選挙管理委員会  
委員長 渡 部 邦 昭

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第3号

平成29年4月20日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により、平成28年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、別紙のとおり公表します。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大 本 和 則

別紙 略

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第4号

平成29年4月20日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の11の規定により、次のとおり在外選挙人名簿から抹消しました。

広島市安佐北区選挙管理委員会  
委員長 大 本 和 則

- 抹消者数 1人
- 抹消した者の氏名等 別冊のとおり

別冊 略

広島市佐伯区選挙管理委員会告示第3号

平成29年4月20日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により、平成28年度における選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、別紙のとおり公表します。

広島市佐伯区選挙管理委員会  
委員長 久 笠 信 雄

別紙 略

人事委員会規則

広島市人事委員会規則第6号

平成29年4月20日

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市人事委員会  
委員長 吉 岡 浩

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和54年広島市人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の事務部局の項第4号中「企画総務局企画調整部分権・行政改革推進課主幹」を削り、同項第5号中「企画調整部分権・行政改革推進課の行政改革推進係長」を「分権・行政改革推進課の主任」に、「企画調整課調整係長 企画総務局企画調整部政策企画課の主任」を「政策企画課調整係長及び企画係長」に改める。

別表第1教育委員会事務局の項第1号中「教育長」を「教育次長」に改め、同項第2号中「教育次長」を削り、同項第3号中「室長」を削り、同項第5号中「総務課主幹」を「総務部総務課主幹」に、「教育企画課主幹（県費負担教職員の給与費等の移譲に関する事務を担当する主幹に限る。）」を「総務部教育給与

課主幹」に改め、同項第6号中「総務課の庶務係長、人事係長及び人事係主査 教育企画課の主任及び主査（県費負担教職員の給与費等の移譲に関する事務を担当する主査に限る。）」を「総務部総務課の主任及び主査（職員の任用、服務、懲戒、分限等に関する事務並びに人件費の編成及び経理に関する事務を担当する主査に限る。） 総務部教育給与課の主任及び主査」に、「給与係長」を「管理係長」に改め、同項第7号を次のように改める。

7 総務部総務課の主事（人件費の編成及び経理に関する事務並びに諸手当の認定に関する事務を担当する主事に限る。） 総務部教育給与課の主事（人件費の編成及び経理に関する事務並びに諸手当の認定に関する事務を担当する主事に限る。） 学校教育部教職員課の中等教員係の主事（公務災害の認定に関する事務を担当する主事に限る。）、調整係の主事及び労務係の主事

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教委告示

広島市教育委員会告示第6号

平成29年4月5日

広島市教育委員会議（定例会）を次のとおり開催する。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

- 1 日 時 平成29年4月12日（水） 午後1時30分
- 2 場 所 中区役所6階教育委員室
- 3 議 題

【公開予定議題】

- (1) 平成29年度「10オフ運動」の取組概要及び平成28年度の取組結果について（報告）

広島市教育委員会告示第7号

平成29年4月10日

次の文書については、印影の印刷により、公印の押なつに代え

（別 紙）

平成22年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

（ 環 境 局 ）

- 1 監査意見公表年月日  
平成23年2月7日（広島市監査公表第7号）
- 2 包括外部監査人  
赤羽 克秀
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
平成29年3月16日（広施第62号）
- 4 監査のテーマ  
市有財産の有効活用について
- 5 監査の意見及び対応の内容

ることを廃止したので、告示します。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

| 文 書 名          | 印影を印刷する公印の名称 |
|----------------|--------------|
| 傍聴券（広島市教育委員会議） | 広島市教育委員会委員長印 |
| 傍聴証（広島市教育委員会議） |              |

広島市教育委員会告示第8号

平成29年4月10日

広島市教育委員会公印規則（昭和25年12月1日広島市教育委員会規則第4号）第8条第1項の規定により、次の文書については、印影（電子計算機に記録したものを含む。）の印刷により、公印の押なつに代えることを承認したので、告示します。

広島市教育委員会  
教育長 糸山 隆

| 文 書 名          | 印影を印刷する公印の名称 |
|----------------|--------------|
| 傍聴券（広島市教育委員会議） | 広島市教育委員会教育長印 |
| 傍聴証（広島市教育委員会議） |              |

監査公表

広島市監査公表第5号

平成29年4月13日

広島市監査委員 佐伯克彦  
同 井上周子  
同 米津欣子  
同 八軒幹夫

包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

広島市長及び広島市教育委員会から監査の意見に対する対応結果について通知があったので、当該通知に係る事項を別紙のとおり公表する。

| 未利用地について<br>中工場（旧中工場）<br>（所管課：環境局施設部施設課）                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 の 意 見                                                                                                                                       | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <p>資産価値に見合う有効利用をするためには、お金をかけて解体する必要がある。現時点では何も利用計画がない。平成15年にごみ処理施設としての稼働を停止して何年も経つのに未だに利用計画がないこと自体が問題である。</p> <p>有効利用に向けての利用計画を早急に作成すべきである。</p> | <p>旧中工場は平成15年12月に稼働を停止した後、利用計画が決まらなかったことから長年解体しておらず、現在は敷地の一部を現中工場の駐車場として利用している状態である。</p> <p>現中工場の建設に当たり、老朽化している近隣の吉島屋内プール及び吉島老人いこいの家の建替えについて地元と協議を進め、平成28年3月にこの旧中工場の敷地を建替え場所とする「広島市中区スポーツセンター吉島屋内プール及び広島市吉島老人いこいの家建替え基本計画」を作成した。</p> <p>今後、この基本計画に沿って吉島屋内プール等の整備事業を進めていくことにしており、平成29年度から旧中工場の解体工事に着手する計画である。</p> |

平成26年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表

（下水道局）

- 1 監査意見公表年月日  
平成27年2月3日（広島市監査公表第3号）
- 2 包括外部監査人  
村田 賢治
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
平成29年3月28日（広下経第109号）
- 4 監査のテーマ  
下水道事業に係る財務事務の執行について
- 5 監査の意見及び対応の内容

| (1) 経営指標数値分析を用いた財政収支計画の策定について<br>（所管課：下水道局経営企画課）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 の 意 見 の 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <p>広島市の公共下水道事業における企業債の残高は、横浜市9,066億円（公共下水道処理人口3百万人）、大阪市5,220億円（公共下水道処理人口2百万人）について第3位の5,002億円（公共下水道処理人口1百万人）となっている。これを公共下水道処理人口1人当たり残高に換算すると、横浜市245千円、大阪市195千円、広島市455千円となる。</p> <p>今後、日本の人口は減少に転じ、下水道使用料収入も減少することが想定され、債務償還年数及び経費回収率に影響を及ぼすことが想定される。また、施設の老朽化に伴い維持管理費用が増加することも想定される。</p> <p>次期以降の財政収支計画を策定するに当たっては、将来の下水道使用料収入を考慮に入れ、都市基盤を支える下水道事業が安定した経営を継続していくために、広島市の現状把握を行うに際し、他都市の経営指標の数値も参考にされたい。</p> | <p>財政収支計画については、これまでも他の政令指定都市の下水道使用料の状況等の経営指標も参考に策定してきた。</p> <p>平成28年度からの4か年の財政収支計画を策定するに当たり、経常収支比率、経費回収率、処理区域内人口1人当たりの企業債残高などの他都市の経営指標の数値を参考に本市の置かれている現状を把握し、策定段階における計画案の妥当性について検討した。これにより、下水道使用料収入の減少と維持管理費用の増加を前提とし、老朽化した施設の改築や局所的な豪雨による浸水被害への対応などが急務となっている中でも、これまでの企業債残高縮減の速度を落とすことなく、経営指標の数値の改善を続けることができるよう、事業の計画的な実施と事業費の平準化を図り、現行の使用料体系であっても、下水道事業の運営を安定的に行うことができることを確認した。</p> |

| (2) 発生主義による利息計上について<br>（所管課：下水道局経営企画課）                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 の 意 見 の 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>地方公営企業法は、全ての費用及び収益を、その発生の実実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならないとして、発生主義の採用を求めている。</p> <p>しかし、広島市は毎年度の支払利息の額がほぼ平均して大差ない場合、損益計算に大きな影響を与えるものではなく、影響が僅少なもので発生主義の適用が強制されるものではないとの考え方にに基づき、その年度に属する額を割り振ることはせず、実際に利息の支払いを行った額をその年度の費用としていることから、支払利息については現金主義による経理を行っている。</p> <p>企業債の支払利息は、支払の発生の原因である事実の存した期間の属する年度の費用とすべきものと同様の性質を有するもので</p> | <p>地方公営企業の経理は発生主義によることが原則であるが一方、公営企業会計の経理事務の指針となる「公営企業の経理の手引」においては「毎年度の支払利息の額がほぼ平均して大差ない場合には、損益計算に大きな影響を与えるものではないので、その経過期間によってその年度に属する額を割り振ることをせず、実際に利息の支払いを行った額をその年度の費用として経理することも差し支えない。」と明示されていることから、本市では支払利息について従前から現金主義による経理を行っているものであり、現行の経理処理によることが妥当性を欠いているとは考えていない。</p> <p>また、他の政令指定都市においても同様な考えから8割の都市</p> |

|                                                                                                                                 |                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| <p>あるから、「発生の原因である事実の存した期間」によってその額を各年度に区分することが適当である。</p> <p>財政状態をよりの確に表示するために、現金の収支ではなく発生の実事に基づいた発生主義によって支払利息を計上することを検討されたい。</p> | <p>がその経理処理において現金主義によって支払利息を計上している。</p> <p>なお、今後支払利息が大幅に変動するような場合は、必要な見直しを行う。</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|

|                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(3) 企業債の償還能力について<br/>(所管課：下水道局経営企画課)</p>                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>監査の意見の要旨</p>                                                                                                                                                                                                                                                            | <p>対応の内容</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>広島市の一人当たり企業債残高は他の政令指定都市等と比較して高くなっており、一方で節水意識の高まりなどから下水道使用料については減少傾向にある。このような状況において、企業債残高の縮減を進めることが重要課題となる。</p> <p>広島市は、整備事業費の効率的・計画的な配分や工事コストの削減等により、平成23年度末には、5,240億4,645万円であった企業債残高を、平成25年度末には5,004億2,647万円まで縮減している。しかし、依然多額の企業債残高を抱えており、今後とも、企業債の削減に向けた対応が必要である。</p> | <p>本市は、原爆により下水道施設も壊滅的な打撃を受け、昭和26年度から下水道の再整備に着手したため、短期間に集中して投資せざるを得なかったこと等から、他の政令指定都市と比較して企業債残高が高くなっている。</p> <p>企業債残高の縮減は下水道事業の経営上の重要な課題であると認識しており、これまでも財政収支計画を策定し、その縮減に取り組んできたところである。</p> <p>平成28年度からの財政収支計画においても、中長期的な視点に立った事業の効率的・計画的な配分や工事コストの削減等により、企業債残高縮減の取組を停滞させることなく、更なる縮減を図ることとしており、最終年度である平成31年度末の企業債残高は、平成25年度末と比べて15%程度減少し、4,167億円まで縮減できる見通しである。</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(4) 不明水の処理費用に対する一般会計からの繰出金の算定方法について<br/>(所管課：下水道局経営企画課)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                    |
| <p>監査の意見の要旨</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>対応の内容</p>                                                                                                                                                                                       |
| <p>広島市では不明水の処理に要する経費について平成25年度は3百万円が、一般会計より繰出されている。</p> <p>不明水に関する管理は水資源再生センター単位で行われており、一般会計からの繰出基準の運用についても、水資源再生センターごとに算定を行っている。</p> <p>繰出金の算定に当たっては、総務省から通知された「公共下水道事業繰出基準の運用について」において、各市町村が具体的な算定方法を定めるに当たっての留意事項が示されており、具体的な算定方法を定めることは各市町村に委ねられている。</p> <p>しかし、広島市における繰出金算定基準は、過年度より継続的に運用されているものであるが、一般会計繰出に係るルールを明示した「平成24～27年度下水道事業財政収支計画における雨水汚水の経費区分」には記載されていない。</p> <p>そのため、広島市においても、一般会計が負担すべき経費の範囲及びその算定方法について、水資源再生センター単位での判定を行うことなどを明文化するよう検討されたい。</p> | <p>不明水の処理費用に係る繰出金の算定については、平成28年度からの財政収支計画において一般会計が負担すべき経費の範囲及びその算定方法を明確にするため、繰出に係るルールを明示した「平成28～31年度下水道事業財政収支計画における雨水汚水の経費区分」に水資源再生センターごとに不明水処理に要する経費の算定を行う旨を記載し、水資源再生センター単位での判定を行うことなどを明文化した。</p> |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(5) 広島市下水道事業財政収支計画における下水道使用料の改定について<br/>(所管課：下水道局経営企画課)</p>                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| <p>監査の意見の要旨</p>                                                                                                                                                                                                                                                                          | <p>対応の内容</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <p>平成24年度から平成27年度における広島市下水道事業財政収支計画では、現行の使用料体系を維持することで、使用料の対象となる汚水処理に要する経費を100%賄うことができる見込みのため、下水道使用料の改定は行わないこととされている。</p> <p>政令指定都市における広島市の下水道使用料単価は、政令指定都市の中で5番目に高い下水道使用料単価となっている。</p> <p>次回以降の財政収支計画策定時に、適正な原価を積算するとともに、財政収支計画策定期間における下水道使用料収入を適切に見積もり、その上で、下水道使用料の改定の要否を決定すべきである。</p> | <p>本市は、原爆により下水道施設も壊滅的な打撃を受け、昭和26年度から下水道の再整備に着手したため、短期間に集中して投資せざるを得なかったこと等から、他の政令指定都市と比較して企業債残高が高くなっており、これを受け下水道使用料も高くなっている。</p> <p>下水道使用料については、これまでも4年間を計画期間とする財政収支計画を策定する中で、適正な原価を算定した上で改定の要否を決定してきたところであり、平成28年度からの財政収支計画の策定に当たっても、人口動向など社会的な環境の変化を考慮して下水道使用料収入を見積もるとともに、計画的な建設投資や維持管理費の増加抑制を踏まえた適正な原価を算出し、これらを踏まえて下水道使用料の改定について検討をした結果、これまでの下水道使用料体系で所要経費を賄える見込みであることから改定を行わないこととしている。</p> |

平成26年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表  
(下水道局)

- 1 監査意見公表年月日  
平成27年2月3日(広島市監査公表第3号)
- 2 包括外部監査人  
村田 賢治
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
平成29年3月23日(広設管第1548号)
- 4 監査のテーマ  
下水道事業に係る財務事務の執行について
- 5 監査の意見及び対応の内容

| 下水道台帳の適時入力等について<br>(所管課：下水道局施設部管路課)                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 の 意 見 の 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>下水道台帳は、下水道法により整備が求められているが、委託契約に基づく下水道台帳への入力は年1回実施しているため、監査実施時(平成26年9月)において入力済となっているのは、平成25年3月末までに竣工した管きよ及び平成24年度までに引継を受けた受贈管きよに係る情報であり、平成25年4月以降のものについては、台帳入力がなされていなかった。</p> <p>下水道台帳への情報入力を適時に行うため、入力作業の頻度を上げるなどの検討をされたい。</p> <p>また、現時点で未検証である下水道台帳情報入力の正確性や網羅性についても、下水道台帳と固定資産台帳の照合により、それぞれの過去の記録に問題がないことを定期的に照査されたい。</p> | <p>監査意見にある未入力であった平成25年度分の下水道台帳データについては、平成26年度末に入力を完了し、平成26年度分は平成27年11月末に、平成27年度分は平成28年10月末に、それぞれ入力を完了した。</p> <p>また、平成28年度の委託契約からは、下水道台帳のデータ更新を2か月ごとに行うことを仕様書に盛り込み、入力作業の頻度を上げている。</p> <p>下水道台帳と固定資産台帳の記録の照査については、平成32年度から導入を図ることとしている情報管理システムに下水道台帳と固定資産台帳のデータを一括して管理する機能を持たせ、それぞれのデータを突合することにより実施することとしている。</p> |

平成22年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表  
(教育委員会)

- 1 監査意見公表年月日  
平成23年2月7日(広島市監査公表第7号)
- 2 包括外部監査人  
赤羽 克秀
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日  
平成29年3月31日(広市教施第117号)
- 4 監査のテーマ  
市有財産の有効活用について
- 5 監査の意見及び対応の内容

| 未利用地について<br>五日市ニュータウン幼稚園敷地及び美鈴が丘南四丁目幼稚園敷地<br>(所管課：教育委員会事務局施設課)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監 査 の 意 見 の 要 旨                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 対 応 の 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>2か所の土地は私立幼稚園への貸付用地として管理されているが、幼稚園児の減少などを勘案した場合、当該用途としての利用は極めて困難な状況にあると判断せざるを得ない。</p> <p>暫定的に地域コミュニティ広場などで地域住民に利用されているが、寄附を受けてから相当の期間が経過しており、財産価値に見合った土地の有効活用という面からは、土地を売却して広島市の収入とし、その財源を他の公共目的への活用を図ることが市民全体の利益につながる最も有効な活用方法であると考えます。</p> <p>いずれの土地も宅地開発により開発事業者から寄附を受けた土地であり、地域住民の理解を得るために他の公的な目的で利用することが望ましいという事情があることは理解できるが、利用調整を行う場合には現状の使用状況を優先するのではなく、全庁的な観点から検討すべきである。その結果、公共目的としての施設等の整備が必要ないと判断されれば、私立幼稚園への貸付目的をもつ普通財産である2か所の土地については、その目的を外し、いずれの土地も法第238条の2第3項により所管換えし、売却を図ることが適当である。</p> | <p>宅地開発に伴い私立幼稚園への貸付用地として寄附を受けた土地であるが、幼稚園の新設もなく、暫定的に地域コミュニティ広場などで地域住民に利用されていたが、有効活用とは言い難い状況だった。</p> <p>当該地について、幼稚園や保育園又は他の公共施設での利用ができないか、平成28年5月に関係局・区などに照会したが、利用希望はない状況であった。</p> <p>以上の結果を踏まえ地元へ、今後当該土地を売却する方針である旨説明したところ、平成28年7月に地元の理解が得られたことから、土地の測量を行う等売却に向け事務を進め、平成29年3月27日に財政局管財課へ所管換えを行った。</p> <p>なお、幼稚園用地として利用が見込めないにもかかわらず、その名称が残っており、地域に誤解を与えるおそれがあることなどを考慮して、平成25年2月18日に財産名称を「河内南二丁目市有地」及び「美鈴が丘南四丁目市有地」に変更した。</p> |

**監査告示**

広島市監査告示第1号

平成29年4月13日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示します。

|         |      |
|---------|------|
| 広島市監査委員 | 佐伯克彦 |
| 同       | 井上周子 |
| 同       | 米津欣子 |
| 同       | 八軒幹夫 |

1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

| 氏名    | 住所                        |
|-------|---------------------------|
| 今田健太郎 | 広島県広島市南区大須賀町16番5-301号     |
| 上相裕章  | 広島県広島市中区東白鳥町19番62-1502号   |
| 河合直人  | 広島県安芸郡府中町柳ヶ丘8番9-301号      |
| 尾山慎太郎 | 広島県呉市三条一丁目13番26号          |
| 中岡正薫  | 広島県広島市南区上東雲町8番7-901号      |
| 奥田亜利沙 | 広島県広島市東区牛田新町三丁目29番16-402号 |
| 近藤敏博  | 広島県広島市南区仁保南二丁目12番6号       |
| 三浦真一  | 広島県広島市西区庚午北四丁目9番2号        |
| 木原隆道  | 広島県東広島市西条本町14番6号          |

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

平成29年4月13日から平成30年3月31日まで